

高血圧症、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者様へ

『特定疾患管理料』から『生活習慣病管理料』への移行についての重要なお知らせ

いつも当院をご利用頂き誠にありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画書に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを
主病とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料Ⅱ』へと移行し、患者様には個々に応
じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名
（サイン）をいただく必要があります。お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。ご不明な点が
ございましたらお気軽にお尋ねください。

峯苦医院 院長

2024.6